

小型除雪機購入仕様書（幅 1.2 m）

第 1 条 概要

小型除雪機は、下記に定める機能・諸元・構造その他を満足するとともに、性能が良好で且つ十分な耐久性信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

第 2 条 性能

- | | |
|----------|----------|
| （１）最大除雪幅 | 1.2m 以上 |
| （２）最大除雪高 | 0.69m 以上 |

第 3 条 機体寸法

- | | |
|----------------|------------|
| （１）全 長 | 2,720mm 以下 |
| （２）全 幅（除雪装置含む） | 1,220mm 以下 |
| （３）全 高 | 2,100mm 以下 |

第 4 条 車体

- | | |
|---------|-----------------------------|
| （１）車 体 | |
| 形 式 | ハンドガイドクローラ式 |
| （２）機 関 | |
| 形 式 | 水冷又は空冷、ディーゼル機関 |
| 最 大 出 力 | 22.1kw(30ps)以上 25.7(35PS)以下 |
| （３）走行装置 | |
| 形 式 | HST 無断変速 |
| 履 帯 種 別 | エンドレスゴムクローラ |

第 5 条 除雪装置

- | | |
|------------|--|
| （１）形 式 | |
| シュート旋回起工 | 電動式 |
| オーガ昇降装置 | 油圧式 |
| オーガローリング機構 | 油圧式 |
| そり | 除雪装置の接地状態を調節できるそりを有すること。 |
| 安全装置 | 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャープンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガー系、ブロワ系に各々設けること。 |

第6条 計器類

- (1) 作業時間計
- (2) 燃料計

第7条 運転装置

レバー及びスイッチ類については、機能表示をつけるものとする。

第8条 安全機構等

安全対策については、「歩道除雪機安全対策指針（案）・同解説」によるものとする。

(1) 運転者離脱時安全機構

形 式	デットマンクラッチ機構
機 能	運転者が装置から手を離すと、走行及び作業機が自動的に停止

(2) シュータ安全機構

形 式	セーフティカバー
構 造	シュータ全面開口部密閉型
密閉部高さ	シュータカバー閉鎖時、密閉部上方開口部から手を入れてブロワが指に届かない高さ
機 能	シュータカバー開閉時エンジン停止

(3) 後進時非常停止装置

形 式	ストップレバー上下1連式
ストップバー有効幅	履帯中心間隔以上（履帯の外幅より左右が内側にそれぞれ200mm以下）
下部ストップバー最低地上高	地面より450mm以下で作動
機 能	ストップバー作動時走行停止

(4) セフティスタータ機構

形 式	セフティスタータ
機 能	作業用又は走行用クラッチ接続状態ではエンジン始動不可能

(5) クレーン吊具

形 式	アイプレート
構 造	本体搭載式

(6) 危険箇所表示マーク

材 質	耐水及び耐油
-----	--------

(7) オーガサイドカバー

形 式	回転円盤式
構 造	オーガ左右端直接固定型
直 径	オーガ外径以上
(8) 雪詰まり除去具	
形 式	専用型
材 質	木製（一部金属製）又は全プラスチック製
(9) 黄色回転灯	
形 式	オペレータ幻感防止形 35W 以上、または同等品の LED 回転灯

第9条 付属装置及び付属品

(1) 前照灯	
(2) 予備シャーピン	各 10 本
(3) 標準付属工具（工具箱、シートカバー等）	1 式
(4) 取扱説明書	2 部
(5) 部品表	2 部
(6) 履歴簿	1 部

第10条 塗装・標記

国土交通省建設機械塗装基準による。

また、「兵庫県」「但馬県民局 養父土木事務所」「YR07-01」の表示場所及び大きさについては、甲と乙が協議のうえ決定する。

第11条 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなくてはならない。ただし、制作会社が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ乙に無償修理を行わせることができる。

第12条 納入場所

兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所（兵庫県養父市八鹿町下網場320）

第13条 納期

令和7年11月28日（金）まで